

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定するあっせん等に関する要領（案）

（目的）

第1 この要領は、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年3月27日茨木市条例第17号。以下「条例」という。）に規定するあっせん、勧告及び公表に関する事務について、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（あっせんの申立て）

第2 障害のある人並びにその家族及び後見人が条例第10条第1項の規定によりあっせんの申立てをするにあたって、規則第3条で定める市長に提出する書面の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。

2 あっせんの申立てが規則第3条ただし書きに該当する場合は、条例第8条第2項の規定により対応した職員が様式第1号に掲げる事項について聴き取りを行う。

（部会）

第3 茨木市障害者差別解消支援協議会規則（平成30年4月20日茨木市規則第36号。以下「協議会規則」という。）第6条第1項に規定する部会は、会長が指名する5人をもって組織する。

（手続きの非公開）

第4 部会におけるあっせんの手続きは非公開とする。

（あっせんを行うことの適否を決定する際の助言）

第5 条例第11条第4項で規定する助言について、あっせんを行うことが適当でないときは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 障害を理由とする差別であるとされている行為が、次のいずれかに該当する場合

ア 裁判所で係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するもの

イ 再申立てであるもの

(2) 求めるあっせんの内容が次に該当する場合

障害を理由とする差別を行ったとされる者に対する損害賠償請求が内容であるもの

(3) その他

茨木市障害者差別解消支援協議会の会長があっせんを行うことが適当でないと判断した場合

（あっせんの開始等）

第6 規則第4条に規定するあっせんを行うことの適否を決定したときにかかる通知については別紙様式第2号及び第3号によることとする。

2 あっせんの開始にかかる被申立人への通知は別紙様式第4号によることとする。

(あっせん案の提示)

第7 条例第11条第7項に規定するあっせん案の決議は協議会規則第7条第4項の規定によるものとする。

2 規則第5条で定めるあっせん案の提示にかかる書面は、別紙様式第5号によることとする。

(あっせん合意書の送付)

第8 条例第11条第7項に基づき提示したあっせん案に当該事案の当事者（以下当事者という。）が合意した場合は、別紙様式第6号を当事者に通知するものとする。

(あっせんの終了)

第9 規則第6条第1項第2号に規定するあっせんによっては当該事案の解決の見込みがないと認めるときとは、当事者間の意見の隔たりが大きく、当事者間で意見が一致しないため、あっせんの手続きの進行に支障があると認めるときとする。

2 規則第6条第2項で定めるあっせんが終了した旨の通知は、別紙様式第7号によることとする。

(あっせん申立ての取下げ)

第10 あっせんに申立てた者は、いつでもその申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の申立ての取下げは、別紙様式第8号によるあっせん申立取下げ書を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、前項の取下げ書の提出があったときは、速やかに被申立人に対しその旨を別紙様式第9号により通知するものとする。

(勧告)

第11 条例第12条第2項に規定する通知は、別紙様式第10号によることとする。

2 規則第7条に規定する書面は、別紙様式第11号によることとする。

(公表)

第12 条例第13条第2項に規定する通知は、別紙様式第12号によることとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。